

◎ (仮称) 人権ケースワーカーの業務イメージ

(仮称) 人権ケースワーカーは、人権相談事業を支える人材として、当面は府及び市町村職員で人権相談員の指導的な立場にある者から養成し、相談員と連携し、相談者や関係者の協力と理解のもとに次の課題に取り組む。

- ① 複雑・多様化する人権相談を課題ごとに内容を明らかにし、解決への道筋を示す。
- ② 個々の人権課題ごとに救済の道筋を示す。
- ③ 解決に向けた、専門相談機関等との連携を強化しコーディネートすることにより、それぞれの機能と権限のもとに速やかな解決をめざす。
- ④ 事案により、必要な行政サービスを紹介し、受給に結びつけること等により相談者の支援を行う。
- ⑤ (仮称) 人権ケースワーカーの活動を通じて人権相談員の資質の向上と精神的なケアを行う。
- ⑥ 相談者の課題の解決まで、関係機関とともに見守りの体制を確保する。
- ⑦ (仮称) 人権ケースワーカー連絡協議会を組織し、情報交換を図るとともに相互の資質向上に努める。

◆事 例 (子ども)

事 例	子どもに対する虐待についての事例	
概 要	3人の子どもを持つ母親から、「子どもを拒否してしまう。」と相談があった。母親自身が援助を求めており、子どもを拒否してしまうことを認識している。子ども達を施設に預けたいこと等を話し、母親自身が大きな育児ストレスを抱え、親戚等からの育児に対する圧力もうかがわれた。	
人権相談・救済の流れ	現行	(仮称) 人権ケースワーカーが配置された場合
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>相談員は、専門機関を紹介し、母親の心理的負担の軽減を図るため、月2回の個別相談を実施。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>相談員は、見守りを継続中。専門機関では、母親の子育てのストレスや子どもと合わないところ、子どものしぐさなどで嫌いなところなどを聞いている。また、子どもを他機関の合同キャンプに参加させたり、第3子を保育園に入所させた。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>ケースによっては、子どもへの身体的虐待によって取り返しのつかないことになる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>(仮称) 人権ケースワーカーは相談員の報告を踏まえ、相談の背景、原因を分析し、課題を整理。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>(仮称) 人権ケースワーカーは、専門機関とともに支援することが必要と判断した場合、直接、相談者と面接し、カウンセリング・マインドによって、相談者の精神的な負担を軽減し、子どもへの人権侵害の発生を予防する。 相談者の思いや心理状況を専門機関にしっかりと伝え、その機関において適切な対応が図られるよう要請する。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>母親の心理的な負担は、これまで援助を求めてきた機関から適切な対応がなされないために大きくなり、そのため、母親の子どもに対する拒否感が強くなる場合もある。(仮称) 人権ケースワーカーは、引き続き、専門機関の対応を見守るとともに、母親へ面接も含め丁寧に関わる。 人権相談員が、複雑・困難な事案にどう対応していけばよいかを悩んでいる場合は、じっくり話を聞き、適切なアドバイスをする。</p> </div>